

愛 知	<p>熱田事務所において、平成17年11月上旬から、独自の発案による不適正処理を実施した。また、昭和事務所においては、愛媛において電話受付を行っているとの情報を基に、同月上旬から不適正処理を実施した。</p> <p>さらに、平成17年11月下旬に事務局職員による不適正処理を是認する発言があったこともあり、管内の他の7事務所において不適正処理が実施された。このうち豊田事務所にあつては、事務局のほか他事務所からも不適正処理の話を知っている。</p>
京 都	<p>平成18年1月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、近県（具体的な事務局名は不明）における取組情報が事務局側から話題に上げられたこと等があり、管内の2事務所において実施された。</p>
兵 庫	<p>平成18年1月末に、近畿各府県の取組情報等を基に、事務局が管内事務所に対して、不適正処理類型（2）の処理の実施方針を年金課長名の文書で示し、これを受けて3事務所において不適正処理が実施された。</p> <p>このほか、事務局が事務所の電話勧奨を応援したことから、明石事務所分の申請について不適正処理が行われた。</p>
愛 媛	<p>松山東事務所において、平成16年2月頃から、被保険者本人からの依頼に職員が個々に応じるにより、申請書を代筆していた。</p> <p>今治事務所においては、松山東事務所の取組情報を得て、宇和島事務所及び松山西事務所においては、事務局職員から手法の情報提供を受けて、順次不適正処理が実施された。</p>
佐 賀	<p>武雄事務所において、平成16年夏頃から、被保険者本人からの依頼に職員が個々に応じるにより、申請書を代筆していた。</p> <p>佐賀事務所においては、武雄事務所の取組情報を得て、平成17年11月から不適正処理が実施された。</p>
熊 本	<p>熊本西事務所において、平成17年7月から、独自に不適正処理を実施した。</p> <p>熊本西事務所の方針決定の場に出席していた事務局においては、その後、他県での取組情報（具体的な事務局名は不明）も得て、平成17年11月に各事務所に不適正処理の実施を指示した。この結果、管内全5事務所において不適正処理が実施された。このうち、熊本東事務所においては、事務所の電話勧奨の応援をした事務局職員が実施し、八代事務所においては、当該事務所においては実施しないとの方針に反して、事務所職員の判断で実施された。</p>

5. 動機及び違法性の認識

不適正処理に関わった事務所及び事務局における不適正処理を行った動機及び違法性の認識については、概ね以下のような状況であった。

(1) 不適正処理類型(1)の場合

① 動機

主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・納付率目標の達成が困難になっていた。
- ・年金受給権の確保につながる。
- ・申請書を取りきれると考えた。
- ・先行入力を「仮登録」と呼んでおり、目標に対する発憤を促したかった。
- ・目標に達していないことを事務局長に厳しく問われた。

② 違法性の認識

不適正処理の実施時においては、違法性の認識が希薄な傾向が見られた。実施時の認識として主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・事前送付文書により本人の意思確認を行うことで法的に問題ないと考えていた。
 - ・若年者納付猶予は国庫負担分もつかず、単なる時効延長であるから問題ないと考えた。
 - ・先行入力であり、申請書が提出されなければ取り消すから問題ないと考えた。
- また、事務所の中には、問題があると認識しながら事務局の指示に従ったとするものもあった。

(2) 不適正処理類型(2)の場合

① 動機

主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・納付率目標の達成が困難になっていた。
- ・戸別訪問の面談率が低かった。
- ・年金受給権の確保につながる。
- ・被保険者の利便性を考慮した。
- ・電話勧奨をした際に被保険者から代筆を依頼されることが多かった。
- ・確実、効率的、効果的な方法であった。

② 違法性の認識

不適正処理の実施時においては、違法性の認識がない事務局・事務所がほとんどであった。実施時の認識として主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・本人の意思を確認しており、違法との認識がなかった。
- ・意思確認の事蹟の記録・保存により事実経過を補完できることから、容認される範囲であると考えた。

6. 不適正処理を行わなかった事務局・事務所における認識

不適正処理を行わなかった事務局（16か所）及び事務所（196か所）については、不適正処理が検討対象又は話題にならなかったとする事務局が12か所、事務所が149か所であり、検討対象又は話題になったが実施しなかったとする事務局が4か所、事務所が47か所であった。

また、検討対象としなかった理由及び検討対象又は話題にはなったが実施しなかった理由としては、以下のような回答があった。

（1）違法又は不適正との認識等

- ・免除が有利である勧奨文や電話による確認での申請方法などが話題となったが、免除は本人が申請するものであることから、法的根拠がないため実施することができないとの結論に至った。（相馬）
- ・免除該当者でも納める者が多くあり、本人の意思を確認する必要があった。（高山）
- ・法令遵守が職員全員の頭にあるので、戸別訪問の面談率をどう上げるか、職員をどう配置すれば効率的かを分析実行することが大切と考えた。所得情報を基に戸別訪問をやりきるよう指導した。（宇都宮西）
- ・目標達成のため、今年度初めて休日による戸別訪問を取り入れ、また夜間の戸別訪問を実施している中で、このような手法を行えば、職員は今後戸別訪問しなくなるとともに、全ての事業において努力しなくなる。（和歌山東）

（2）本庁又は事務局の指導

- ・会議の雑談の中で、一事務所より、納付猶予を職権で行ってはどうかとの話題は出た。本庁からの出席者が明確に否定した。（川崎）
- ・事務所内の会議に事務局からも参画しており、事務局職員から、職員行動規範にあるように法令遵守が言われているのだから、電話受付は絶対だめだと指導された。（大和高田）
- ・免除勧奨等の分母対策に全力で取り組むが、違法な行為は行わないよう、事務局長が事務局職員・事務所長に指示した。（福岡事務局）

（3）過去の事象を教訓とした

- ・平成11年に市町村において本人に無断で免除申請書を作成した事例があったことが教訓となり、採用しなかった。（栃木）
- ・平成13年に市町村収納指導員が本人に無断で免除申請を行った事例があったことから、検討の対象としなかった。（都城）

（4）市町村との関係

- ・市との協力・連携を考えるとできない。市との信頼関係が損なわれると今後の業務に支障があると判断した。（東灘）
- ・各市町との打合せで、一部の市町担当者から不適切であるとの指摘等があったこと、及びこれを実施した場合のリスクを考え、所長の判断で電話による免除等の申請を実施しなかった。（加古川）

7. 事務所、事務局及び本庁の対応

A. 事務所における不適正処理の実行形態等

(1) 実行の形態

不適正処理類型（１）又は（２）の処理を行った116事務所における不適正処理の実行形態は、以下のとおりである。

	不適正処理 類型（１） （６６事務所）	不適正処理 類型（２） （８８事務所）
ア. 事務所長、担当課長等の事務所幹部が、職員に実行を指示した事務所	５５事務所	７６事務所
イ. 事務所長、担当課長等の幹部職員が、職員に指示することなく、自ら実行した事務所	４事務所	７事務所
ウ. 幹部職員以外の担当職員が、幹部職員に判断を仰ぐことなく実行した事務所	１事務所	５事務所
エ. 事務局職員により、又は事務局職員の応援を得て実行された事務所	１１事務所	２５事務所

（注）重複して該当する事務所があり、分類ごとの該当事務所数の合計は、不適正処理を実施した事務所数と一致しない。

(2) 事務所長の対応

不適正処理類型（１）又は（２）の処理を行った116事務所における事務所長の対応の状況については、以下のとおりである。

	不適正処理 類型（１） （６６事務所）	不適正処理 類型（２） （８８事務所）
ア. 事務所長が、実施を主導（方針決定、指示、指導又は自ら実行）、了承、追認、黙認又は事務局の指示の遂行をした事務所	５９事務所	７５事務所
イ. 事務所長が、実施の事実を知らなかった事務所	７事務所	１３事務所

B. 事務局の対応

(1) 事務局の対応

不適正処理類型（１）又は（２）の処理を行った事務所を管轄する３１事務局における事務局の対応の状況については、以下のとおりである

（注）一の事務局について、事務所への対応の類型が事務所ごとに異なる場合には、事務局単位で、最も強い対応の状況に分類した。

	不適正処理類型（１） （２４事務局）	不適正処理類型（２） （２３事務局）
ア. 事務局が実施を主導（事務所に 対し指示又は指導）したもの	７事務局 埼玉、千葉、静岡、三重、 京都、大阪、長崎	１０事務局 青森、埼玉、千葉、愛知、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 高知、熊本
イ. 事務所が実施を主導し、事 務局がこれを了承、追認又は 黙認したもの	２事務局 新潟、岐阜	５事務局 茨城、岐阜、静岡、愛媛、 佐賀
ウ. 事務所が実施を主導し、事 務局は知らなかったもの	１５事務局 北海道、青森、宮城、 秋田、茨城、群馬、東京、 神奈川、山梨、兵庫、 奈良、島根、愛媛、 鹿児島、沖縄	８事務局 北海道、福島、群馬、 東京、新潟、長野、奈良、 沖縄

(2) 事務局長の対応

上記のア又はイの事務局における事務局長の対応の状況については、以下のとおりである。

	不適正処理類型（１） （９事務局）	不適正処理類型（２） （１５事務局）
ア. 事務局長が、実施を主導（方 針決定、指示又は指導）、了 承、追認、又は黙認したもの	４事務局 埼玉、静岡、三重、長崎	８事務局 青森、茨城、埼玉、岐阜、 静岡、滋賀、高知、熊本
イ. 事務局長が、実施の事実を 知らなかったもの	５事務局 千葉、新潟、岐阜、京都、 大阪	７事務局 千葉、愛知、京都、大阪、 兵庫、愛媛、佐賀

C. 本庁職員の対応

(1) 本庁職員に係る調査の実施

国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理について、本庁の全職員（平成17年度に本庁、社会保険業務センター及び社会保険大学校に在籍していた職員）に対して、①社会保険事務局・事務所から問い合わせを受けて、了承した事実はないか、②了承していなくても不適正処理が実施されている事実を知っており結果として黙認していたという事実はないか等について、6月19日(月)までに、記名押印及び封入封緘して文書の提出を求めた。

また、社会保険事務局長及び事務所長からの報告書や、地方の全職員に提出させた申告書のうち、本庁職員に照会した等の記述があるものを抽出して、本庁職員の申告との突合を行いながら、必要に応じて、再度の文書調査や、本庁幹部職員による面接調査を行い、その結果明らかになったことについて、改めて関係する職員に文書で確認を求めた。

(2) 調査の結果明らかとなった事実

本庁の職員との関わりについて、事務局・事務所の職員から報告があったものについて、事実関係を調査したところ、以下のとおりであった。

①三重事務局に関する事実

三重事務局では、「当事務所で免除の準備を進めさせていただきますが、免除申請の意思がない場合は、〇月〇日までにご連絡下さい。」という趣旨の事前確認文書を送付することにより、申請意思の確認をせずに免除承認を行う方式の実施について、平成17年10月28日(金)には事務局長の了解を得て、11月11日(金)の所長会議で決定し、11月15日(火)から21日(月)までに、管内の5事務所全てにおいて、事前確認文書の送付を開始している。

また、三重事務局では、12月13日(火)に、県内の各市の国民年金担当の課長の会議である「三重県都市国民年金主管課長事務研究会」において、上記の三重事務局の方式について協力要請している。

そのような中で、12月15日(木)頃に、三重事務局の上記の方法の合法性に疑問を持った四日市市の職員が、本庁に電話で照会した。電話を受けた本庁の国民年金事業室の職員（以下「本庁職員B」という。）は、「事務局に確認する」旨を答え、国民年金事業室の三重事務局に対する指導を担当していた職員（以下「本庁職員A」という。）にその内容を伝えた。

本庁職員Aは、同日、三重事務局の年金課の職員（以下「三重事務局職員A」という。）に事実関係を照会するために電話をしたが、不在であったため、別の職員（以

下「三重事務局職員B」という。)が「事実関係を確認する」と答えた。三重事務局職員Bはそのことを四日市社会保険事務所の課長に連絡し、同事務所の所長及び課長が19日(月)に四日市市を訪問したところ、四日市市の職員から、三重事務局の方式は違法であり協力できない旨の話を受けた。

19日(月)に、本庁職員Aは三重事務局職員Aに電話し、四日市市の職員からの電話にあったような不適正処理の事実があるのかどうか、改めて事実関係を照会した。本庁職員Aによれば、三重事務局職員Aからは、「度重なる勧奨でも免除申請書の提出のない者に文書を送付して意思を確認し、本人から申請書の提出がない者についても市町村に回付し所得の証明をもらい承認処理をすることについて、三重県都市国民年金主管課長事務研究会で協力要請をした。この取扱いについて、弁護士にも相談し、このやり方で本人の申請意思を確認したことになる旨の回答を得た。」旨の話があり、本庁職員Aは三重事務局職員Aに対し、「不適切な免除処理は認められない。」旨を指導したとしている。

一方、三重事務局職員Aは、本庁職員Aから「この内容であれば、一応、本人の確認が取れていると見ていいのではないですか。」「このことについては聞かなかったことにします。」との話があったとしている。

これについて本庁職員Aは、「三重事務局職員Aから、『弁護士にも相談し、このやり方で本人の申請意思を確認したことになる旨の回答を得た』との話があったときに、『これで意思確認をしたことになるんですね。』と弁護士の回答に対する感想を言ったような記憶があるが、これにより、今回の不適正処理を黙認した、認めたとは全く思っていない。」「聞かなかったことにするとは言っていない」としている。

(注)現在の三重事務局長(平成18年5月26日(金)就任)からは、三重事務局は、これまで弁護士と相談したとしてきたが、実際は、健康保険の第三者行為求償事務等について相談をしている顧問弁護士に、三重事務局の職員が電話で簡単に話した程度のものであり、相談したと言えるようなものではなかった、との報告があった。

20日(火)には、三重事務局職員A等が、四日市市を訪問し、三重事務局の方式について、四日市市に協力を要請したが、四日市市の同意は得られなかった。

同日、本庁職員Aは、三重事務局職員Aから「今回の取扱いはやめる」との回答を得たため、「事務局として不適正な免除処理をしないと約束したことで、当然、管内の全事務所で実施しないと判断」し、「解決済みと考えていた」としている。一方、三重事務局職員Aは、「四日市市の理解が得られなかったので、四日市市は止めると言った」としている。

本庁職員Bは、20日(火)の「今回の取扱いはやめる。事務局として不適正な免除処理をしない。」との三重事務局に対する指導結果を、四日市市の職員に伝えるため、21日(水)に電話したが、四日市市の当該職員が休暇中であったため電話連絡は休み明けの26日(月)となった。

その間、22日(木)に、三重事務局長、事務局課長等が、四日市市を訪問したが、四日市市の同意は得られず、その際、事務局側から、四日市市に対し、協力してもらえ各市には波及しないよう配慮をお願いした、としている。

26日(月)には、四日市市の職員は、本庁職員Bとの電話で、「三重事務局では、四日市市以外の区域については、不適正な処理を行うこととしている。やめさせるべきではないか。」との旨を伝えたとしている。本庁職員Bは、「四日市市の職員に対し、事務局への確認、指導の内容を伝えるため電話をしたものであり、『他は大丈夫ですよ。』といった質問もあったと思うが、四日市市の職員には、『三重事務局には確認し指導しており、三重事務局では不適正な事務処理はしないとされている』旨を伝えた。」としている。

冒頭のとおり、三重事務局では、10月には事務局年金課で検討を進め、本庁職員とのやりとりがあった12月19日(月)より前の11月に、既に方針を決定し、実施に着手している。

一方、本庁においては、四日市市職員から不適正処理の通報があったにもかかわらず、本庁職員Aが、事務局職員からの「今回の取扱いはやめる」との回答から、「三重事務局管内では一切行わない」という趣旨であると受けとったことにより、徹底した調査を行うに至らず、三重事務局の不適正処理を中止させることができなかった。

また、本庁職員A及び本庁職員Bは、これらの情報を、国民年金事業室の上司に報告せず、京都の事案が明らかになった後等においても、こうした経緯があったことを上司に報告しなかった。

②埼玉事務局に関する事実

<京都事務局の方式の文書案を作成して本庁から不可とされた経緯>

埼玉事務局では、平成17年12月から、浦和事務所において、独自に京都と異なる先行入力型による不適正処理を開始していたが、一方、平成18年1月13日(金)に、前職が埼玉事務局の幹部職員であった社会保険業務センターの課長が、知り合いである京都事務局の課長から聞いたことを契機に入手した京都事務局の独自の勧奨文書と承認時の事後案内文書を、埼玉事務局管内の浦和社会保険事務所にファックスで情報提供した。この文書は、同日、開催されていた事務局の対策会議に出席していた浦和事務所所長にファックスされ、会議で意見交換されている。

なお、業務センターの課長は、京都事務局の独自の勧奨文書が効果的であったと聞いて、埼玉事務局での取組の参考になればと考えて送ったものであるが、京都事務局の事後案内文書が不適正な事務処理を前提としたものであることには気づけなかったとしている。

浦和社会保険事務所からその情報を得た埼玉事務局では、これを真似た文書案を作成し、1月17日(火)に、本庁年金保険課の埼玉事務局に対する指導を担当していた課長補佐(以下「本庁課長補佐」という。)に電子メールで送り、可否の判断を求めた。

本庁課長補佐は、当該文書案を国民年金事業室の職員7名に電子メールで送付し、意見を求めた。その後、同室の室長補佐(以下「本庁室長補佐」という。)から違法である旨の回答を得たため、同17日、その旨を埼玉事務局に連絡し、これを受けて埼玉事務局ではこの方式は行わないこととした。

なお、本庁課長補佐は、当該電子メールで、「埼玉事務局において、京都事務局の手法を模して別添にて勸奨を実施することとしております。別添についてご意見等がありましたらお聞かせください。」としているが、電子メールを受け取った国民年金事業室の職員は、誰も、京都事務局の手法を模してと記されていたことを認識するに至らず、この時点で京都事務局について調べた者はいなかった。

また、本庁室長補佐が上記の回答を周知するため国民年金事業室職員に宛てた電子メールでは、「納め忘れ編」は異論ありません。「職権免除」編ははっきり言って、脱法(違法)行為だと思えます。この手法は、全国でささやかれているところですが、あくまでも本人の意思を確認することを建前として法律構成されており、所得が低いことイコール負担能力がない訳ではないことはご存じの通り。現在、法律改正でこのことが可能にならないかの検討はされていますが、本人が開封、確認したことが行政サイドで確認できない以上、本人の意志とするのは難しいのではないのでしょうか。」としており、このうち、「全国でささやかれているところですが」については、本庁室長補佐は、平成17年10月に沖縄事務局で類似の案が考えられていたが、長官から実施してはならない旨を指導した経緯等を念頭に記載したものとしている。

<埼玉事務局における不適正処理の実施及びその本庁への報告の経緯>

一方、埼玉事務局管内では、既に浦和事務所において平成17年12月26日(月)から、京都と異なる先行入力型の不適正処理を行っており、埼玉事務局は、「埼玉における先行入力とは職権処理ではなく、若年者納付猶予は単なる時効延長であるから大丈夫である」と判断し、1月下旬には、各事務所にも浦和事務所と同様の方法を行うよう事務局が指示したことにより、熊谷(1月23日(月)～)、春日部(1月24日(火)～)、大宮(1月27日(金)～)、所沢(1月30日(月)～)で、不適正処理が行われた。(所沢では2月1日(水)から7日(火)の間に、全てを取り消している。浦和では申請書の提出がなかったもの全てを3月6日(月)から8日(水)にかけて取り消している。)

本庁の3月13日(月)の調査に対する埼玉事務局長の報告では、所沢事務所において納付猶予の先行入力があったが取消処理をした事案について、「申請書はあるものの、市町役場に所得確認のために回付する前に勘違いして入力した事務処理誤り」として報告がされている。

しかしながら、その後、この事案は、6月の埼玉事務局及び所沢事務所から本庁への報告により、埼玉事務局の課長の指示で行った先行入力の不適正処理の事案であることが明らかとなっており、また、3月13日(月)の報告は、埼玉事務局長が事務局課長と話し、事務処理誤りとして報告をしたものと判明している。

また、埼玉事務局長及び事務局課長は、3月24日(金)に、国民年金事業室長及び同室長補佐に対して、「浦和事務所において、事務所次長が独自に判断して相当量の入力を行い、事務処理誤りとして取消処理が行われた。」旨の報告をしている。(なお、同室長は、7月下旬までこの報告を受けたことを思い出せないでいた。)

この事案は、本庁の5月18日(木)の調査でも事務処理誤りとして報告されている。

5月28日(日)に本庁ヒアリングの説明資料として埼玉事務局が作成した資料に、「浦和事務所で不適切な先行入力が行われた旨を、3月22日(正しくは24日)に事務局が本庁に報告した」旨の記述があったが、これを埼玉事務局が国民年金事業室にファックスしたところ、国民年金事業室長は3月にそのような報告を受けた記憶がないことを埼玉事務局長に電話で伝えたことから、埼玉事務局長はその記述を削除したが、結局、その資料は同日の本庁ヒアリングでは使用されなかったという経緯がある。

その後、6月9日(金)の浦和事務所長からの報告で、浦和事務所の事案は、事実は、埼玉事務局長の了解の下に事務所長が指示して行われたものであることが明らかとなった。

③岐阜事務局に関する事実

岐阜事務局では、大垣事務所の課長が、独自に長崎の方法の情報を入手しており、本人の申請意思の確認なしに免除を行うことについて、平成17年12月下旬には、大垣事務所長の了承を得ていた。

その後、本庁の国民年金事業室の岐阜事務局に対する指導を担当していた職員(以下「本庁職員C」という。)が、平成18年1月17日(火)に、上記②の埼玉事務局が作成した案についての本庁課長補佐から国民年金事業室職員に宛てた意見照会の電子メールを、本庁室長補佐からこの方法は違法である旨の電子メールを受け取る前に、岐阜事務局の年金課の職員(「岐阜事務局職員A」「岐阜事務局職員B」ほか1名)に、意見照会のために転送した。

本庁職員Cは、岐阜事務局への電子メール送信の後に、本庁室長補佐からの電子メールなどにより、違法であるとの国民年金事業室での見解が明らかとなったことから、電子メールを送った翌日に、このような処理は法律違反であるから行わないようにと岐阜事務局職員Bに電話連絡したとしている。一方、岐阜事務局職員Bは、電話連絡は受けたが、時期は記憶していないとしており、「1月30日の対策本部会議の議題を同月26日に事務局長と打ち合わせた際には、当日の議題に職権免除に関するものを入れようという動きがあったので、それ以降に連絡があったとすることが自然であると思い、調査書には電話連絡の時期は2月初旬頃ではないかと推測を交え記載した」としている。

上記の意見照会の電子メールを受け取った岐阜事務局職員Bが、同日、これを管内の事務所に「意見が欲しいとのことですので」として転送した。

大垣事務所の課長は、これも参考にしつつ、文書案（埼玉事務局が作成した文書案とは体裁及び内容が異なる）を作成し、1月20日（金）頃には岐阜事務局の課長までの了解を得た。

その後、この方式を1月30日（月）に開催した事務局の対策本部会議の議題とすることについては、岐阜事務局の局長が認めなかったことから、事務局の年金課では、その日の午前の会議（本庁からの出席なし）では、今後の検討課題と位置づけて紹介するにとどめたが、大垣事務所に対して、明確な中止の指示をしなかった。

いずれにしても、大垣事務所では、それ以前に、既に12月下旬には事務所長まで不適正処理を行う意思決定をし、12月末には職員が意思確認をせずに申請書を作成し、1月10日（火）には市町長あてに送付し、20日（金）に入力処理、27日（金）に承認通知の発送をしていた。

なお、岐阜事務局職員Aは、「12月に本庁職員Cから他県の送りつけ免除の様式を提示され、各所に参考までに流した記憶あり。」としているが、本庁職員Cは、そのような事実は無いとしており、岐阜事務局職員Aも、その後の追加調査に対して、「本庁職員Cが12月20日の対策本部会議に岐阜に来られた休憩時に、岐阜事務局職員Bにペーパーが渡され、そのペーパーが京都事務局の職権免除のひな形と思っていた。しかしながら、岐阜事務局職員Bは、渡された記憶はないと言っているし、各所の課長も見たような記憶はあるが、現物は無いと言っている。」と述べていることから、事実と認めることはできなかった。

④その他

平成17年10月7日（金）に沖縄で開催された沖縄事務局の国民年金収納対策本部の会議で、沖縄事務局の課長から、平成17年度の下半期の収納対策の一つとして、「免除等申請書を送付し、期限までに申し出の無い場合には、免除承認処理を行う方法」を説明したが、同席していた社会保険庁長官は、申請免除方式から逸脱しており、認められないことを明言している。また、帰庁後に長官から指示を受けた国民年金事業室の室長補佐は、沖縄事務局に対して、そのような事務処理方法は法律に反するから行わないようにと指導している。

また、滋賀事務局の局長から、「平成17年11月17日の近畿ブロック事務局長会議の終了間際に、出席していた本庁課長に対し、電話での意思確認による免除手続の構想があると話した」旨の報告があったが、その本庁課長も、同席した他の事務局の局長にもそのような話があったとの記憶が無く、滋賀事務局の局長は、趣旨が伝わる説明をしたものではないと認められる。

このほか、長崎事務局から、「平成17年12月から平成18年1月までの国民年金事業室への報告書の中で、文書による意思確認対応分を掲載して報告し、併せて、この件を含めた分母対策全般について国民年金事業室の職員に電話で説明した」旨の報告があったが、国民年金事業室へ報告していた文書とは、月末時点における納付対象月数の見込を算出した表であり、不適正な事務処理の具体的な内容は記述されておらず、また、本庁に電話で説明をした長崎事務局の職員も、不適正な事務処理の説明はしていないとしていることから、長崎事務局の報告書の記述は正確性を欠いており、本庁に不適正な事務処理方法について報告していたとは認められない。なお、長崎事務局は、それ以前の11月10日(月)の所長会議で実施を決め、11月末には入力を開始し、12月には承認通知を発送していた。

(3) 本庁職員の対応の問題点

上記の事案においては、本庁職員が不正な事務処理について、社会保険事務局・事務所から問い合わせを受けて了承したという事実や、了承していなくても不適正処理が実施されている事実を知っており結果として黙認したという事実は認められず、また、いずれも、本庁職員との関わりが生じる前に、該当の事務局・事務所において、既に不適正処理の意思決定をして着手していたものであったと認められるものの、本庁職員の対応には、次のような問題点があった。

- ① 三重事務局関係の事案では、事務局の不適正な処理について自治体から本庁へ通報があったにもかかわらず、国民年金事業室の担当職員が、三重事務局に対して事情を文書で報告させる等の慎重な対応をせず、電話によるやりとりで済ませたことで、双方の間で誤解を生じさせたこと、また、こうした情報に接した国民年金事業室の職員が、この情報を上司に報告しなかったこと、その結果、これを生かして事務局に対して指導を徹底し、不適正な処理を中止させることができなかったこと、さらに、京都の不適正処理が明らかになった時点等においても、三重事務局関係の経緯が上司に報告されなかったこと、
- ② 埼玉事務局関係の事案では、社会保険業務センターの課長が京都事務局から入手した文書の法的な問題点に気づかず、不用意に埼玉事務局へ情報提供したこと、埼玉事務局が京都事務局の方式を模して文案を作成したとの情報があったにもかかわらずこの情報を見過ごし、この時点で京都事務局に対する徹底調査をしなかったこと、また、埼玉事務局に対して作成の経緯を問い合わせなかったこと、
- ③ 岐阜事務局関係の事案では、国民年金事業室の職員が、本庁内部での意見照会メールを安易に事務局に転送し、事務局側に埼玉事務局が京都事務局の真似をして始めたとの誤解を生じさせたこと